

報を徹底して説明したい。実施については、議会と協議し、本協議会のスケジュールに支障のないような日程で行いたい」と説明されました。

【その他】

委員より本協議会のアドバイザーである県合併支援室の米倉秀之企画主幹に「①合併3法案に関する新聞報道の中で住民自治の強化を目的に市町内に区を設けるということがあったが、この区とはどういうものか ②国の財政不足で新年度以降も継続的に地方財政、特に市町村の財政が厳しいとのことだが見通しはどうか」との質問がありました。

米倉主幹は、「①今国会に合併特例法と地方自治法の改正案、合併推進法案が提案される予定です。その中で合併する市町村において、旧市町を単位とした法人格を有する地域自治組織（仮称：合併

特例区）が一定期間設置できる見込みです。特例区の具体的な所掌事務は、合併前の市町で定期的に開催されていた地域振興イベント、コミュニティ関連施策、旧市町の公共施設管理、地域文化の保存継承事業など地域に密着した事務となる予定です。②自治体の財政を支えている地方交付税は、年々減額されていますが、15年度までは減額された額に見合う臨時財政対策債で穴埋めができていました。しかし16年度からは地方交付税も臨時財政対策債も減少し、地方自治体の財政運営は厳しいものになります。また、地方交付税は小さな自治体に割増で交付されてきましたが、この割増がここ数年見直し（減額）されており、16年度以降も引き続き見直されるので、小さな自治体は財政状況がますます厳しくなります」と説明されました。

●久留米広域合併協議会第15回会議

使用料・手数料の取扱いなどを承認

第15回会議が1月17日、久留米市内で開催され、「使用料・手数料の取扱い」、「消防防災事業の取扱い」などの合併協定項目が協議されるとともに、小委員会を設置して方向性を出した「議会の議員の定数及び任期の取扱い」についても協議されました。

●第37号議案 財産の

取扱いについて（継続協議分）
財産区の取扱いについて、「田主丸町

船越財産区有財産、田主丸町東部財産区有財産、田主丸町西部財産区有財産は、合併後も財産区有財産として久留米市に引き継ぐ。ただし、財産区の数については合併協定締結までに調整し、管理運営方式については、平成16年中に調整する」との修正案が提案されました。

田主丸町の委員より、「3つの財産区を1つにして、久留米市に引き継ぐ」とがよいと考え、昨年12月24日の東部

財産区・西部財産区の管理会、1月7日の代表区長会で協議した。財産区の内容が著しく違い、住民への説明等も必要なことから、この修正案でお願いしたい」との補足説明がありました。協議の結果、修正案が全会一致で承認されました。

●第49号議案 保育事業の

取扱いについて（前回提案）

協議に先立ち、前回委員から資料の提出が要求されていた「1市4町の保育料比較表」「財政負担額と市町民の負担較差」「幼稚園就園奨励費」の3点について事務局より説明がありました。

保育料が自治体により差があることにに対し、委員から「新市として保育料の統一を図って欲しい」「住民にとって保育料の問題は関心が高い。保育料軽減率は40%軽減で検討して欲しい」「新市の少子化対策として考慮して欲しい」「公立保育所を民間に移管することで人件費を抑制し、軽減率を高めることはできないか」などの意見が出されました。

協議の結果、保育時間については原案どおり承認されましたが、保育料については継続協議となりました。

●第50号議案 消防防災事業の

取扱いについて（前回提案）

委員から、「常備消防体制の調整内容の中で『当分の間』という表現がある。合併して一つの市になるのだから、消防体制も一本化するべきだと思う。そのため、検討委員会を合併の議決後すぐに設置し、検討して欲しい」との意見



▲合併協定項目について熱心な協議が行われた第15回協議会

が出されました。江藤会長より検討委員会の設置について、「合併の議決後、早急に設置し、検討していきたい」との説明がありました。

協議の結果、原案どおり、「○久留米市区域については、当分の間、久留米市消防本部が引き続き処理する。田主丸町、北野町、城島町及び三瀨町については、福岡県南広域消防組合から脱退し、当分の間、新市が4町の区域を対象として福岡県南広域消防組合に加入する。○将来の消防体制のあり方については、検討委員会（仮称）を設置し検討することなどが全会一致で承認されました。